

令和4年厚木市農業委員会10月定例総会議事録

日 時 令和4年10月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時25分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 湯 舟 武

12番 松 前 進 (会長職務代理)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告16件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告10件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告6件)
- 5 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について (7件)
- 6 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 7 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について (17件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和4年厚木市農業委員会10月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の内海則行委員、4番の井上慎一委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、9月13日から10月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で2件、2筆、面積は498平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で14件、34筆、面積は7,742.77平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、16件、36筆、面積は8,240.77平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、9月13日から10月11日までに受け付け

したものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は延べ22筆、面積は延べ12,889平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

土地の所在地につきましては恩名字片岸1筆、地目は田、面積は405平方メートルです。

貸人は、温水にお住まいのAさん、借人は、温水にお住まいのBさんでございます。

貸人の都合により、令和4年10月5日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は6件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、三田にお住まいのCさん、対象地は三田字前田2筆、登記地目はともに田、合計面積は2,314平方メートルです。

これらの土地につきましては、平成3年に事業者から借用したい旨の要望を受け貸し出された後、事業者が整備し、作業所及び資材置場として利用され、現在に至っているものです。平成25年度固定資産評価証明書で、宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、小澤前委員立会いのもと現地確認を行うとともに松野前委員に資料による確認を依頼したところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、三田にお住まいのCさん、対象地は三田字前田2筆、登記地目はともに畑、合計面積は471平方メートルです。

これらの土地につきましては、昭和56年、2筆の間に存する農地以外の土地と一体で、事業者からの要請により倉庫及び作業所敷地として貸し出され、現在は車両置場敷地として別事業者により利用されているものです。平成25年度固定資産評価証明書で、宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、小澤前委員立会いのもと現地確認を行うとともに、松野前委員に資料による確認を依頼したところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、1番同様非農地の要件を満たすため、非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、山際にお住まいのDさん、対象地は山際字山ノ根1筆、登記地目は田、面積は11平方メートルです。

当該土地につきましては、平成元年頃、道路拡幅に伴い、位置、面積、形状等から見て農地として利用できない土地となったことから、馬頭観音が移設され、現在に至っているものです。平成25年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、井上前委員に資料による確認を依頼したところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前2案件同様非農地の要件を満たすため、非農地証明を交付したものでございます。

続いて4番でございます。

証明願提出者は、愛甲東3丁目にお住まいのEさん、対象地は愛甲字上町1筆、登記地目は田、面積は63平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和40年頃まで田として耕作されていましたが、小田原厚木道路建設により残地となった土地になります。収用以降、耕作されない土地となっておりますが、平成8年、事業者からの要請により資材置場として貸し出され、現在は事務所敷地として利用されているものです。平成17年度固定資産税課税明細書で雑種地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、早川委員(前職務代理者)及び新藤前委員に資料による確認を依頼したところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前3案件同様非農地の要件を満たすため、非農地証明を交付したものでございます。

続いて5番でございます。

証明願提出者は、金田にお住まいのFさん、対象地は金田字下夕原1筆、登記地目は畑、面積は263平方メートルです。

当該土地につきましては、平成元年に近隣に共同住宅を建築した際、居住者用の駐車場として利用されているものです。平成25年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることが確認できて

おります。

これらの経過を踏まえ、梅澤前委員及び井上前委員に資料による確認を依頼したところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前4案件同様非農地の要件を満たすため、非農地証明を交付したものでございます。

最後に6番でございます。

証明願提出者は、酒井にお住まいのGさん、対象地は酒井字山傳1筆、登記地目は畑、面積は314平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和58年に近隣住民から駐車場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地後貸し出されているものです。平成25年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、堀池前会長に資料による確認を依頼したところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前5案件同様非農地の要件を満たすため、非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<曾根委員>

非農地証明を発行することで、地目変更登記をすることができるのか。

<農地管理係長>

非農地証明は、農業委員会が当該土地を農地と判断しないという証明のため、現況地目へ変更登記する際に同証明書を添付することになります。

<曾根委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、関口字北原1筆、登記地目は畑、面積は77平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのHさん、受人は関口にお住まいのIさんです。

利便性向上のための交換による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

この後御説明いたします2番との交換による所有権移転です。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、関口字北原1筆、登記地目は畑、面積は77平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのIさん、受人は関口にお住まいのHさんです。

利便性向上のための、先程の案件1番との交換による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター。労働力につきましては、本人1人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、上荻野字富士野1筆、登記地目は畑、面積は596平方メートルでございます。

渡人は上荻野にお住まいのJさん、受人は上荻野にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。労働力につきましては、本人1人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、山際字神明ノ木4筆、登記地目は全て田、合計面積は3,075平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのLさん、受人は山際にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。労働力につきましては、本人1人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、戸田字橋外1筆、登記地目は田、面積は367平方メートルでございます。

渡人は海老名市本郷にお住まいのNさん、受人は戸田にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、恩名字片岸1筆、登記地目は田、面積は405平方メートルでございます。

渡人は温水にお住まいのPさん、受人は温水にお住まいのQさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。労働力につきましては、本人及び親の2人です。

最後に7番でございます。

対象となる農地は、飯山字松堂下1筆、登記地目は畑、面積は82平方メートルでございます。

渡人は海老名市国分南3丁目にお住まいのRさん、受人は飯山にお住まいのSさんです。

代替地取得のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、草刈り機。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

この案件は、農地法施行令第2条第3項第1号の草花等の栽培により、経営が集約的に行われることが政令で定める相当の事由として認められるため、農地法第3条第2項第5号の規定する、権利を取得しようとする者及び世帯員等の、取得後における耕作の事業に供すべき農地の合計が、下限面積となる25アール未満の場合の例外許可となります。

本申請につきましては、この後、日程6、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番で御審議いただきます。飯山字松堂下6筆の転用許可を受けなければ、農地への接道を確認することができないため、同案件と同時許可となります。

なお、1番から7番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件は満たしており、また、1番から6番の全てにおいて、下限面積の基準は満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、愛甲字新町1筆、地目は畑、面積は292平方メートルです。

借人は愛甲にお住まいのTさん外1人、貸人は愛甲にお住まいのUさんです。

本申請は、使用貸借権設定による次世代分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可ができるものとなります。

借人は現在、貸人と同居していますが、子どもの成長に伴い自宅が手狭となったことから、将来の介護のことも考え、実家に隣接する申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は宅地、西側は畑及び宅地、南側は水路、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅4メートル設け、敷地内を転圧・整地し、次世代分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側及び南側はコンクリートブロック1段積を新設し、東側については、既存コンクリートブロック及び既存土留を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、浄化槽にて処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、愛甲東二丁目2筆、地目はともに畑、合計面積は1,479平方メートルです。

借人は東京都千代田区飯田橋2丁目のV株式会社、代表取締役Wさん、貸人は愛甲東1丁目にお住まいのXさん外1人です。

本申請は、貸借権設定による特定流通業務施設建設のための転用許可申請です。

農地区分は、申請地から300メートル以内に高速自動車国道の出入口が存する第3種農地です。

借人は不動産業を営む法人で、稼働後はY株式会社が商品を保管するために利用する計画となっております。

Y株式会社は酒井に本店を置き、千葉県柏市の事業所から関東・中京・関西に冷凍・冷蔵食品を出荷しています。

この度、厚木市に物流倉庫を建設することにより、2拠点化し、静岡や山梨方面への配送を効率的に行うため、当該地を選定しました。

開発区域の東側は資材置場、西側、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅約14メートルのアスファルト舗装にて設け、特定流通業務施設を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック1段から3段積及び高さ1.2メートルのネットフェンスを新設するほか、周囲に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透施設にて敷地内浸透処理、汚水については、公共下水管へ接続する計画となっております。

なお、敷地内に40トンの防火水槽を設置いたします

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については支障を生ずるおそれはないものと判断され

ます。

本申請は、物流総合効率化法に基づく物流倉庫の建設であることから、関東運輸局に総合効率計画の申請を行っており、令和4年10月3日に認定を受けております。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上かつ開発の許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、飯山字松堂下6筆、地目は全て畑、合計面積は979平方メートルです。

受人は飯山にお住まいのZさん、渡人は海老名市国分南3丁目にお住まいのaさん外3人です。

本申請は、所有権移転による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は厚木秦野道路建設事業により、土地が収用されるため、受人及び受人の子であるbさんの自宅を移転しなければならなくなりました。

そのため、現在の自宅から比較的近く、コンビニエンスストアやバス停が近くにあるため利便性のよい申請地に自宅を建設するため、今回申請されました。

北側がbさん、南側がZさんの自宅となります。

なお、許可後は、先ほど「農地法第3条の規定による許可申請について」の7番で御審議いただきました農地と接する形になります。

開発区域の東側及び北側は道路、西側は畑、南側は畑及び駐車場に接しております。

土地利用計画図によりますといずれの住宅も東側に出入口を設け、敷地内を転圧整地の住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害について、北側、bさんの住宅は西側、南側の一部及び北側にコンクリートブロック擁壁1段から3段積を新設、南側、Zさんの住宅については、西側及び南側にコンクリートブロック擁壁1段から3段積を新設、北側の一部にコンクリートブロック3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水につきましては、合併浄化槽にて処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上かつ開発手続が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

最後に4番でございます。

対象となる農地は、愛甲西三丁目1筆、地目は田、面積は631平方メートルです。

借人は東京都品川区大崎一丁目のc株式会社、代表取締役dさん、貸人は愛甲西3丁目にお住まいのeさんです。

本申請は、賃借権設定による一時ヤード設置のための転用許可申請です。

一時転用期間は令和4年11月18日から令和5年3月31日までの約4箇月間です。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条により農用地として利用すべきと定められた農用地ですが、架設工作物の設置その他の一時利用を目的に3年以内の一時転用が認められるものです。

借人は令和4年県営かんがい排水事業相模川右岸2期地区愛甲隧道工事計画に伴い、一時ヤード

が必要となったことから、設備を設置しやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側及び南側は田、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内に土木用シートを敷き、その上に鉄板を設置し、クリーンや鋼材等の仮置場とします。

また、大雨等により水が溢れだした場合に備えて、北側以外に土嚢を設置する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<曾根委員>

4番について、申請地の隣接地所有者に対して、今回の件について説明はなされているのか。

<農地管理係主事>

西側隣接の農地の所有者には、業者から説明があったものと聞いております。なお、南側隣接地は申請者本人所有の土地となっております。

<曾根委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当とし

て県に進達することに決しました。

最後に、日程 7、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は 17 番までございますが、1 番については、高澤委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、高澤委員の退出を求めます。

[高澤委員退室]

<議長>

それでは、日程 7、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、御説明申し上げます。

借人は、林 2 丁目にお住まいの f さんでございます。

対象となる農地は上依知字上田尻 2 筆、地目はともに田、合計面積は 869 平方メートルです。

利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権で、新規設定でございます。

なお、1 番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番については、原案のとおり決定されました。

ここで、高澤委員を入室させてください。

〔高澤委員入室〕

〈議長〉

それでは、日程 7、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から17番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から17番について、御説明申し上げます。

2 番から17番までの合計集積面積は、22,092平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が14件、38筆、18,681平方メートル、賃借権が 2 件、3 筆、3,411平方メートルです。

地目別では、田が 5 件、9 筆、5,418平方メートル、畑が11件、32筆、16,674平方メートルです。

利用目的別では、水稻が 1 件、普通畑が12件、施設野菜が 1 件、施設園芸が 1 件、果樹が 1 件です。

契約期間別では、3 年間が16件、新規設定は 6 件、更新設定は10件でございます。

なお、2 番から17番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から17番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 7、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から17番について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

令和4年10月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
